



岐阜市上下水道事業部告示第 30 号

水道料金及び下水料金等の徴収の事務の委託について

令和 6 年 1 月 1 日以降の岐阜市水道事業及び下水道事業に係る水道料金及び下水料金等の徴収の事務を委託したため、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 2 月 9 日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

上下水道事業部長 島邊 恒之



1 履行期間

令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで

2 委託者の名称、代表者の氏名及び住所

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社中部支店 支店長 佐藤 直人

愛知県名古屋市中区栄一丁目 24 番 15 号 JPR 名古屋伏見ビル